○国土交通省告示第四百七十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1729	時刻歴応答解析を用いて検証する「南幸市街地住宅の共同建替事業」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	株式会社大林組	東京都港区港南二丁目15番２号	令和７年６月６日

○国土交通省告示第四百七十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1730	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業施設建築物北街区」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	石神井公園駅南口西地区市街地再開発組合	東京都練馬区石神井町三丁目27番23号	令和７年６月６日

○茨城県公安委員会告示第五十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

茨城県公安委員会委員長　藤川　雅海

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○岐阜県公安委員会告示第九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一、令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号一及び令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○愛知県公安委員会告示第十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

愛知県公安委員会委員長　藤森　利雄

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一、令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一及び令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○三重県公安委員会告示第十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号一、令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一及び令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○滋賀県公安委員会告示第七十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

滋賀県公安委員会委員長　髙橋　啓子

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○京都府公安委員会告示第九十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号一、令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号一及び令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二

○大阪府公安委員会告示第八十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号一及び令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定番号　六三二二―二

変更後

指定番号　六三二五―二